

令和7年11月山口県議会定例会議案目次

議案第22号	交通安全施設維持管理事業道路照明灯改修（ＬＥＤ化）工事等の委託契約の締結について……………	87
議案第23号	一般国道490号2号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の締結について……………	89
議案第24号	深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路5号橋（仮称）架設工事（上部工）の請負契約の締結について……………	91
議案第25号	山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事の請負契約の締結について……………	93
議案第26号	山口県防府警察署庁舎新築工事の請負契約の締結について……………	95
議案第27号	山口県防府警察署庁舎電気設備工事の請負契約の締結について……………	97
議案第28号	県道岩国玖珂線5号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の一部を変更することについて……………	99
議案第29号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	101
議案第30号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	103
議案第31号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	105
議案第32号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	107
議案第33号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	109
議案第34号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	111
議案第35号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	113
議案第36号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	115
議案第37号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	117
議案第38号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	119
議案第39号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	121
議案第40号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	123

議案第41号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	125
議案第42号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	127
議案第43号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	129
議案第44号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	131
議案第45号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	133
議案第46号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	135
議案第47号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	137
議案第48号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	139
議案第49号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	141
議案第50号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	143
議案第51号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	145
議案第52号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	147
議案第53号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	149
議案第54号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	151
議案第55号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	153
議案第56号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	155
議案第57号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	157
議案第58号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	159
議案第59号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	161
議案第60号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	163

議案第61号	公の施設に係る指定管理者の指定について.....	165
議案第62号	公の施設に係る指定管理者の指定について.....	167
議案第63号	公の施設に係る指定管理者の指定について.....	169
議案第64号	公の施設に係る指定管理者の指定について.....	171
議案第65号	当せん金付証票の発売金額について.....	173

議案第22号

交通安全施設維持管理事業道路照明灯改修（ＬＥＤ化）工事等の委託契約の締結について

下記のとおり工事等の委託契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第４号）第２条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和７年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| 1 契約の目的 | 交通安全施設維持管理事業道路照明灯改修（ＬＥＤ化）工事等 |
| 2 実施場所 | 山口市下小鯖地内ほか山口県の管理する道路照明灯の所在する箇所 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 金849,310,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山口市小郡上郷字流通センター東 841 番20 |
| 構成員 | 交通安全施設維持管理事業道路照明灯改修（ＬＥＤ化）工事等共同事業体 |
| 代表者 | 静岡県駿東郡長泉町南一色 720 番地 |

コイト電工株式会社

岩国市室の木町 1 丁目 5 番 8 号

東光電設株式会社

柳井市新市沖 2 番 13 号

トオル電気株式会社

柳井市伊保庄 5042 番地

株式会社一山電業

周南市御山町 8 番 1 号

西日本電業株式会社

山口市深溝 261 番地 1

株式会社星電業社

防府市大字田島 333 番地の 5

大海電機株式会社

宇部市東琴芝 1 丁目 1 番 46 号

株式会社鶴谷秀電社

下関市長府扇町 10 番 26 号

有限会社北野電気産業

萩市大字下田万 1257 番地

株式会社サンワ

議案第23号

一般国道 490 号 2 号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和 7 年 11 月 25 日 提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 一般国道 490 号 2 号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工） |
| 2 工事場所 | 美祢市美東町絵堂字杉ヶ埜から同市美東町絵堂字桑原までの間 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金1,221,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 宇部市大字小串字沖ノ山1980番地
一般国道 490 号 2 号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）UBEマシナリー・宇部工業特定建設工事共同企業体 |

構成員

代表者 宇部市大字小串字沖ノ山1980番地

UBEマシナリー株式会社

宇部市大字妻崎開作 874 番地の 1

宇部工業株式会社

議案第24号

深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路5号橋（仮称）架設工事（上部工） の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路5号橋（仮称）架設工事（上部工） |
| 2 工事場所 | 長門市深川湯本字小茸木地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金1,089,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山口市吉敷下東1丁目7番20号
深川川総合開発事業県道長門秋芳線付替道路5号橋（仮称）架設工事（上部工）日本ピーエス・宇部工業・清特定建設工事共同企業体 |

構成員

代表者 福井県敦賀市若泉町 3 番地

株式会社日本ピーエス

宇部市大字妻崎開作 874 番地の 1

宇部工業株式会社

宇部市大字東岐波 827 番地 1

株式会社清

議案第25号

山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事 |
| 2 工事場所 | 岩国市川西4丁目10番1 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金1,621,290,000円 |
| 5 契約の相手方 | 宇部市大字妻崎開作874番地の1
山口県立岩国高等学校特別教室等新築工事宇部工業・井森工業・大島組特定建設工事共同企業体 |

構成員

代表者 宇部市大字妻崎開作 874 番地の 1

宇部工業株式会社

柳井市伊保庄 4907 番地

井森工業株式会社

岩国市立石町 2 丁目 3 番 6 号

株式会社大島組

議案第26号

山口県防府警察署庁舎新築工事の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 契約の目的 | 山口県防府警察署庁舎新築工事 |
| 2 工事場所 | 防府市寿町地内 |
| 3 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金2,255,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 岩国市山手町1丁目5番16号 |

山口県防府警察署庁舎新築工事カシワバラコーポレーション・山陽建設工業・澤田建設特定建設工事共同企業体

構成員

代表者 岩国市山手町 1 丁目 5 番 16 号

株式会社カシワバラ・コーポレーション

防府市大字新田 532 番地の 1

山陽建設工業株式会社

防府市開出西町 23 番 1 号

澤田建設株式会社

議案第27号

山口県防府警察署庁舎電気設備工事の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 山口県防府警察署庁舎電気設備工事 |
| 2 工事場所 | 防府市寿町地内 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 金611,050,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山口市大内千坊6丁目8番1号
山口県防府警察署庁舎電気設備工事中電工・大海電機・日生電機特定建設工事共同企業体 |

構成員

代表者 広島市中区小網町 6 番12号

株式会社中電工

防府市大字田島 333 番地の 5

大海電機株式会社

防府市岩畠 2 丁目21番54号

日生電機株式会社

議案第28号

県道岩国玖珂線5号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の一部を 変更することについて

令和6年11月県議会の議決を経て締結した県道岩国玖珂線5号橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

契約金額「金491,260,000円」を「金557,989,300円」とする。

議案第29号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県セミナーパーク
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第30号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 やまぐち県民活動支援センター
- 2 指定管理者 山口市天花1丁目11-21ストークハイツ201号室
特定非営利活動法人やまぐち県民ネット21
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第31号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|---------------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県豊田湖ビジターセンター
山口県角島ビジターセンター |
| 2 | 指定管理者 | 下関市 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第32号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|--------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県須佐湾ビジターセンター |
| 2 | 指定管理者 | 萩市 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第33号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|--------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県秋吉台ビジターセンター |
| 2 | 指定管理者 | 美祿市 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第34号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県立きらら浜自然観察公園
- 2 指定管理者 山口市阿知須10509番地53
 特定非営利活動法人野鳥やまぐち
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第35号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県健康づくりセンター
- 2 指定管理者 山口市吉敷下東3丁目1番1号
 公益財団法人山口県健康福祉財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第36号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県聴覚障害者情報センター |
| 2 | 指定管理者 | 山口市鑄銭司2364番地1
社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第37号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県母子・父子福祉センター
- 2 指定管理者 山口市吉敷下東3丁目1番1号
 一般財団法人山口県母子寡婦福祉連合会
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第38号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県みほり学園
- 2 指定管理者 山口市大手町9番6号
 社会福祉法人山口県社会福祉事業団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

議案第39号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県国際総合センター
- 2 指定管理者 下関市豊前田町3丁目3番1号
 一般財団法人山口県国際総合センター
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第40号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県立下関武道館
- 2 指定管理者 大阪市中央区北浜4丁目1番23号
ミズノスポーツサービス株式会社
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第41号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県スポーツ交流村
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第42号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|-----------------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県埋蔵文化財センター |
| 2 | 指定管理者 | 山口市秋穂二島1062番地
公益財団法人山口県ひとづくり財団 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第43号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県民文化ホールいわくに
- 2 指定管理者 東京都江東区豊洲3丁目2番24号
サントリーパブリシティサービスグループ

構成員

代表者 東京都江東区豊洲3丁目2番24号
サントリーパブリシティサービス株式会社
東京都渋谷区富ヶ谷1丁目14番7号
株式会社エヌ・エイチ・ケイ・アート

3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第44号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 秋吉台国際芸術村
- 2 指定管理者 山口市桜島3丁目2番1号
公益財団法人山口きらめき財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

議案第45号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県民芸術文化ホールながと
- 2 指定管理者 長門市仙崎10818番地1
 公益財団法人長門市文化振興財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第46号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 やまぐちフラワーランド
- 2 指定管理者 柳井市新庄500番地1
 一般財団法人やない花のまちづくり振興財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第47号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 山口県内海栽培漁業センター
山口県外海栽培漁業センター
山口県外海第二栽培漁業センター |
| 2 | 指定管理者 | 山口市秋穂東5179番地
公益社団法人山口県栽培漁業公社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第48号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 徳山漁港の浮桟橋A、浮桟橋B、浮桟橋C、駐車場、照明施設、植栽、休憩所及び便所 |
| 2 指定管理者 | 下関市大和町1丁目16番1号
山口県漁業協同組合 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第49号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | |
|------------------------|---|
| 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 見島漁港の宇津可動橋、本村可動橋、宇津スポーツ広場、宇津人工海浜及び宇津多目的広場 |
| 2 指定管理者 | 萩市 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第50号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 片添ヶ浜海浜公園のオートキャンプ場及びその他の都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に掲げる公園施設
- 2 指定管理者 周防大島町
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第51号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 萩ウェルネスパークの野球場、多目的広場、多目的体育館及びその他の都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項各号に掲げる公園施設
- 2 指定管理者 萩市
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第52号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|----------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 周南流域下水道 |
| 2 | 指定管理者 | 周南市大字栗屋50番35
総合設備管理株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第53号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|----------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 田布施川流域下水道 |
| 2 | 指定管理者 | 周南市大字栗屋50番35
総合設備管理株式会社 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第54号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|--------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 岩国港の新港運動公園 |
| 2 | 指定管理者 | 岩国市 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第55号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|------------------------------|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 室津港の室津浮棧橋、室津物揚場、室津臨港道路及び室津緑地 |
| 2 | 指定管理者 | 上関町 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第56号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 平生港の水場B導流堤、水場C導流堤、水場E護岸、水場F護岸、水場G護岸、水場A物揚場、水場B物揚場、水場C物揚場、水場D物揚場、水場E物揚場、水場臨港道路及び水場緑地
- 2 指定管理者 平生町
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第57号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 | 徳山下松港のはなぐり緑地護岸、下松埠頭公園、笠戸島緑地公園、中間緑地公園、海上遊歩道及び釣突堤 |
| 2 | 指定管理者 | 下松市 |
| 3 | 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間 |

議案第58号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 徳山下松港の櫛ヶ浜防波堤A、櫛ヶ浜防波堤B、晴海護岸、櫛ヶ浜護岸A、櫛ヶ浜護岸B、櫛ヶ浜浮棧橋、櫛ヶ浜物揚場、櫛ヶ浜船揚場、晴海臨港道路の一部、櫛ヶ浜道路、晴海野積場の一部、櫛ヶ浜野積場、晴海A緑地、晴海B緑地及び築港緑地
- 2 指定管理者 周南市
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第59号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 三田尻港の築地東胸壁、築地1号浮棧橋及び築地2号浮棧橋の各一部、照明設備、三田尻緑地A、三田尻緑地B、三田尻緑地C、三田尻緑地D並びに三田尻緑地E
- 2 指定管理者 防府市
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第60号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 萩港の浜崎3号防波堤、浜崎防波護岸の一部、浜崎物揚場、浜崎臨港道路、浜崎荷さばき地、浜崎可動橋、潟港2号緑地及び潟港4号緑地
- 2 指定管理者 萩市
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第61号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 萩港の潟港係船浮標、潟港物揚場A、潟港野積場A、潟港給水栓、潟港給油所、潟港船舶保管施設、潟港船舶上下架施設、潟港テニス場、潟港テニス場管理棟及び潟港テニス場電気室
- 2 指定管理者 萩市大字椿東6080番地の6
株式会社マリーナ萩
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第62号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県油谷青少年自然の家
- 2 指定管理者 下関市貴船町2丁目14番28号
株式会社F E E L
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第63号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県十種ヶ峰青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第64号

公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県由宇青少年自然の家
- 2 指定管理者 山口市秋穂二島1062番地
 公益財団法人山口県ひとづくり財団
- 3 指定の期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの間

議案第65号

当せん金付証票の発売金額について

下記のとおり令和8年度における当せん金付証票の発売金額を定めることについて、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和7年11月25日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

発 売 金 額 14,000,000,000円